⑿　女性相談支援センター等の職員に対する研修の促進
　配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する女性相談支援センター等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。【厚生労働省】（４―91）

⒀　女性支援に携わる職員の資質向上
　都道府県、女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間団体において女性支援に携わる職員等を対象とした研修を行うとともに、心理療法担当職員に心理的ケア等に関する専門的な研修を実施することにより、女性支援に携わる職員の資質向上等を図る。【厚生労働省】（４―92）

⒁　民生委員・児童委員に対する研修の充実等
　民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】（４―93）

⒂　「ＰＴＳＤ対策専門研修」の内容の充実等
　医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施する。また、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図り、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等に関する知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】（４―94）

⒃　こどもの被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成
　医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力、児童虐待等によるものを含む、児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応を習得するための「児童・思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】（４―95）

⒄　犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進
　文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてＰＴＳＤ等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また、厚生労働省においては、医師臨床研修の必修分野として精神科を位置付けており、精神疾患に関する臨床研修を実施するとともに、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて、研修医の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４―96）

⒅　看護師教育における犯罪被害者等に関する知識の普及
　看護師を養成する教育の中で、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、犯罪被害者等に関する知識の普及を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４―97）

⒆　犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における教育相談体制の充実等
　犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する教育的課題を適切に捉えた支援を行うための教育相談について、大学の教職課程の教育内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（４―98）

⒇　社会福祉士及び精神保健福祉士の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進
　社会福祉士及び精神保健福祉士の各養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４―99）

(21)　公認心理師の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進
　公認心理師の養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４―100）

(22)　法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進
　各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】（４―101）

(23)　犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等
　ア　医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、教職員等の職務上犯罪被害者等に接し得る専門職にある者が、犯罪被害者等に対する理解を深め、必要な知識・技能を有して職務に従事することができるよう、関係府省庁が連携し、これら専門職が属する関係機関や職能団体等に対し、犯罪被害者等に関する研修の機会や教材等を提供することにより、専門職に対する教育の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】（４―102）
　イ　前記施策のほか、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】（４―103）

(24)　犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施
　犯罪被害者等支援の更なる充実に資するため、関係府省庁、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握する調査について、従前の調査からの継続性を踏まえつつ、より適切な調査方法、調査項目等を検討し、実施する。【警察庁】（４―104）

(25)　被害からの経過に応じた適切な支援についての検討
　殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響とこれらへの対応について、警察庁において関係府省庁の協力を得つつ必要な調査及び研究を行い、公表する。【警察庁、関係府省庁】（４―105）

(26)　配偶者等からの暴力等の被害者の被害実態等の調査の実施
　配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態を把握するための調査を実施する。【内閣府】（４―106）

(27)　法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施
　性犯罪被害を含めた犯罪被害の動向に関する調査（犯罪被害実態調査）及び性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施しているところ、引き続き必要な調査・分析を実施するとともに、その結果を踏まえつつ、施策の在り方を検討する。【法務省】（４―107）

(28)　犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施
　メンタルヘルスに係る実態調査や、トラウマ体験への対応に関する研究等、犯罪被害者等を含む心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。【厚生労働省】（４―108）

(29)　児童虐待防止対策に関する調査研究及び検証の実施
　ア　児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【こども家庭庁】（４―109）
　イ　児童虐待防止のため、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の下で児童虐待による死亡事例等の検証を実施し、その結果を施策に生かせるよう検討していく。【こども家庭庁】（４―110）

(30)　犯罪被害者等支援に関する研修・研究に係る体制等の検討
　犯罪被害者等支援の実務や研究に関わる人材の育成や充実を図るため、人的・物的基盤の整備を含め、犯罪被害者等に関する幅広い知見を集約し、提供するための研修・研究に係る体制等の強化について検討する。【警察庁】（４―111）

重点課題第５　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

　犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷つけられるという二次的被害を受ける場合がある。